

建築物省エネ法判定業務規程

(目 次)

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (判定の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (判定の業務を行う区域)
- 第6条 (判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第2章 判定の業務の実施の方法

- 第7条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)
- 第8条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約)
- 第9条 (判定の実施方法)
- 第10条 (建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)
- 第11条 (適合判定通知書の交付等)

第3章 適合性判定員等

- 第12条 (適合性判定員の選任)
- 第13条 (適合性判定員の解任)
- 第14条 (適合性判定員の配置)
- 第15条 (適合性判定員の教育)
- 第16条 (判定の業務の実施及び管理の体制)
- 第17条 (秘密保持義務)

第4章 判定料金等

- 第18条 (判定料金の納入)
- 第19条 (判定料金を減額するための要件)
- 第20条 (判定料金を増額するための要件)
- 第21条 (判定料金の返還)

第5章 雜則

- 第22条（登録の区域等の掲示等）
- 第23条（判定業務規程の公開）
- 第24条（財務諸表等の備付け）
- 第25条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）
- 第26条（帳簿及び書類の保存期間）
- 第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）
- 第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）
- 第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第30条（判定の業務に関する公正の確保）
- 第31条（損害賠償保険への加入）
- 第32条（事前相談）

附則

別表1

別表2

別表3

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社都市建築確認センター（以下「建確センター」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 8月14日から8月16日までの日
- (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 建確センターの事務所の所在地は、東京都文京区湯島1丁目9番地15号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 建確センターの業務区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第6条 建確センターは、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下この条において同じ。）しようとする者は、建確センターに対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、建確センターに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、建確センターに対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれの内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成11年建設省令第20号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出し

た当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 建確センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 建確センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
 - 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合にお

いては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4 第1項の規定により提出建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引き受けた場合には、建確センターは、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、建確センターの求めに応じ、判定のために必要な情報を建確センターに提供しなければならないこと。

(2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるものの

(a) 判定料金の額に関すること。

(b) 判定料金の納入期日に関すること。

(c) 判定料金の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関するこ

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の建確センターに帰すことのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書が交付されるまで、建確センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、建確センターが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の建確センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができるこ

(d) 建確センターは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより

当該契約を解除することができること。

- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) 建確センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
- (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

第 9 条 建確センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 建確センターは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を建確センターに提出する。

- 2 前項の場合においては、建確センターは、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 建確センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときには、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 建確センターは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築

物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときには適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 建確センターは、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
 - (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 提出書類に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 判定に必要な提出者の協力が得られなかつたことその他の建確センターの責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかつたとき。
 - (4) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- 4 建確センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（同令第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 建確センターは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第 3 による軽微な変更に該当しない旨の通知書を、軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第 4 による軽微な変更に該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条 建確センターの代表取締役は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第13条 建確センターの代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第14条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を建確センターに4人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならぬ。
- 3 建確センターは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第15条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年1回以上、その他必要に応じて建確センターの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第16条 判定の業務に従事する職員を、第14条第1項の規定により配置された適合性判定員を含め、建確センターに8人以上配置する。

- 2 建確センターは、法第38条第1項第3号に規定する専任の管理者に建築物エネルギー消費性能適合判定業務管理責任者（以下「判定管理責任者」という。）を任命する。
- 3 判定管理責任者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 建確センターの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知を行うとき。
- (2) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると建確センターが判断したとき。
- (3) あらかじめ建確センターが定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- (4) あらかじめ建確センターが指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- (5) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして建確センターが判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、建確センターの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雜則

(登録の区域等の掲示等)

第22条 建確センターは、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ（<http://www.t-kkc.jp/>）において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第23条 建確センターは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 当機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（又は収支計算書）並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第25条 利害関係人は、建確センターの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、一件につき1,000円又は実費相当額を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 当機関の使用に係る電子計算機と法第46条第2項第4号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあっては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 建確センターは、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 建確センターは、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 建確センターは、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場

合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 建確センターの長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 建確センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 建確センターの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、建確センター以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

(1) 建確センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合

(2) 建確センターに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 前 3 項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又は建確センターの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

(損害賠償保険への加入)

第 31 条 建確センターは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 3 千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、

建確センターに相談をすることができる。この場合において、建確センターは、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成29年4月 1日より施行する。

この規程は、平成29年4月17日より施行する。

この規定は、令和3年1月 1日より施行する。

この規定は、令和3年4月 1日より施行する。

この規定は、令和3年7月 1日より施行する。

この規定は、令和6年7月 1日より施行する。

この規定は、令和7年4月 1日より施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「○○○」）
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「○○○」)
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表3-1【建築物省エネ法判定業務手数料(非住宅)】(単位:円 [税込]・(括弧内は税抜金額))

◆建築物省エネ法判定業務の手数料は税込み金額、軽微変更届は税抜き金額での算定とする。

床面積の合計(m ²)		モデル建物法			標準入力法 (主要室入力法含む)		
		A種	B種	C種	A種	B種	C種
10 超~100 未満	税込	115,500	92,400	69,300	231,000	184,800	138,600
	(税抜)	(105000)	(84000)	(63000)	(210000)	(168000)	(126000)
100 以上 ~200 未満	税込	132,000	105,600	79,200	264,000	211,200	158,400
	(税抜)	(120000)	(96000)	(72000)	(240000)	(192000)	(144000)
200 以上 ~300 未満	税込	148,500	118,800	89,100	297,000	237,600	178,200
	(税抜)	(135000)	(108000)	(81000)	(270000)	(216000)	(162000)
300 以上 ~500 未満	税込	181,500	145,200	108,900	363,000	290,400	217,800
	(税抜)	(165000)	(132000)	(99000)	(330000)	(264000)	(198000)
500 以上 ~1,000 未満	税込	231,000	184,800	138,600	462,000	369,600	277,200
	(税抜)	(210000)	(168000)	(126000)	(420000)	(336000)	(252000)
1,000 以上 ~2,000 未満	税込	280,500	224,400	168,300	561,000	448,800	336,600
	(税抜)	(255000)	(204000)	(153000)	(510000)	(408000)	(306000)
2,000 以上 ~3,000 未満	税込	330,000	264,000	198,000	660,000	528,000	396,000
	(税抜)	(300000)	(240000)	(180000)	(600000)	(480000)	(360000)
3,000 以上 ~4,000 未満	税込	379,500	303,600	227,700	759,000	607,200	455,400
	(税抜)	(345000)	(276000)	(207000)	(690000)	(552000)	(414000)
4,000 以上 ~5,000 未満	税込	429,000	343,200	257,400	858,000	686,400	514,800
	(税抜)	(390000)	(312000)	(234000)	(780000)	(624000)	(468000)
5,000 以上 ~10,000 未満	税込	495,000	396,000	297,000	990,000	792,000	594,000
	(税抜)	(450000)	(360000)	(270000)	(900000)	(720000)	(540000)
10,000 以上 ~20,000 未満	税込	577,500	462,000	346,500	1,155,000	924,000	693,000
	(税抜)	(525000)	(420000)	(315000)	(1050000)	(840000)	(630000)
20,000 以上 ~50,000 未満	税込	660,000	528,000	396,000	1,320,000	1,056,000	792,000
	(税抜)	(600000)	(480000)	(360000)	(1200000)	(960000)	(720000)
50,000 以上	税込	825,000	660,000	495,000	1,650,000	1,320,000	990,000
	(税抜)	(750000)	(600000)	(450000)	(1500000)	(1200000)	(900000)

【別表3-1注意事項】

【用途モデル分類】

※1 A種、B種、C種の用途モデル分類は下表を適用する。

【適用するモデル一覧】

A種 ビジネスホテルモデル、シティホテルモデル、総合病院モデル、福祉施設モデル、集会所モデル(社寺を除く)
B種 事務所モデル、大規模物販モデル、小規模物販モデル、学校モデル、幼稚園モデル、大学モデル、講堂モデル、飲食店モデル、クリニックモデル、集会所モデル(社寺)
C種 工場モデル

※2 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次の通りとする。

- ① 一部にA種が含まれるときはA種
- ② A種が含まれず、一部にでもB種が含まれるときはB種

【面積算定方法】

※3 対象となる建築物が複合建築物の場合、非住宅部分の面積とする。

※4 一つの確認申請に適合判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額とする。

※5 増築又は改築の場合は、増改築に係る部分の用途とし、増改築に係る部分の面積とする。

【割増算】

※6 モデル建物法において複数モデルとなる場合は、2モデル目以降1モデルにつき10分の2の割り増しとする。ただし、次に該当する場合は1モデルとして加算しない。

- ① 主たる用途が駐車場ではない建築物に駐車場がある場合で、屋外駐車場として「工場モデル」を適用する場合
- ② 計算対象設備を有しない場合

※7 当社で確認申請を行わない建築物に関しては上記手数料に10分の5の加算する。

※8

標準入力法を使用する場合、外皮性能の審査を追加して行うときは、別表3-1の標準入力法で決定される料金の10分の1の額を加算する。また、計画変更及び軽微変更該当証明申請において、外皮性能の審査を新たに追加して行うときは、※11又は※12において算定された料金に別表3-1の標準入力法で決定される料金の10分の1の額を加算する。更に、外皮性能の審査を追加して行った物件において、計画変更又は軽微変更該当証明申請を行う場合は、※11又は※12中の「別表3-1から算定される料金」を「別表3-1の標準入力法から算定される料金に当該料金の10分の1の額を加算した料金」と読み替える。

【減額等】

※9 モデル建物法において計算対象となる室がない、または、計算対象となる室がある場合で計算対象となる設備が設置されていない場合若しくは計算が省略できる等により、比較的の審査が容易であると当社が判断した建築物については、用途、面積に関わらず一律38,500円(税込)とする。

※10 複合建築物の非住宅部分について、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書、又は法第30条に基づく認定書(いずれも当社で技術的審査を行ったものに限る。)の交付を受けており、当該内容から変更がなく非住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3-1によらず※12で定める額とする。

【計画変更】

※11 計画変更の申請は変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。)に応じて別表3-1から算定される料金(※7が適用される場合は適用後の料金)の10分の6の額とする。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ① モデル建物法を標準入力法に変更する等計算方法を変更して申請する場合
- ② 直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ③ ※9又は※10が適用される申請について、その後、本業務において省エネ計算の申請を行うことが必要となる場合

【軽微変更該当証明申請】

※12 軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数(モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る。)に応じて別表3-1から算定される料金(※7が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けているもの、または、※9の減額を受けているものは新規に提出があったものとして取り扱う。

【軽微変更届】

※13 省エネ性能が向上する変更(ルートA)、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)に関する軽微な変更があった場合は、軽微変更の提出毎に下記の通りの手数料とする。
また、この手数料は建築基準法の完了検査手数料に加算する。

ルートA	別表3-1 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.1
ルートB	別表3-1 建築物省エネ法判定業務手数料(【税抜金額】で注意事項を反映したもの) × 0.2

※上記建築物省エネ法判定業務手数料は【税抜き】の金額とする。

【その他】

※14 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合又は、BEST(省エネ基準対応ツール)を利用した計算方法による場合の料金は別途見積りとする。

※15 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合においては、書類一通につき11,000円(税込)とする。(複合建築物において別表3-2注意事項※8が適用される場合については適用しない。)

別表3-2【建築物省エネ法判定業務手数料(住宅)】 (単位:円 [税込]・(括弧内は税抜金額))

一戸建ての住宅 併用住宅の住宅部分	規 模(m ²)	手数料
	200 以下	55,000 (50,000)
	200 超 ~	77,000 (70,000)
共同住宅等 (共住・長屋・複合建築物の住宅部分)	基本手数料	戸当たり手数料
	132,000 (120,000)	4,400 (4,000)
	共用部の審査は下記手数料を加算する	
住戸数(戸)	共用部手数料	
	100戸以下	132,000 (120,000)
	101戸以上	132,000+{住戸数-100}×770

【別表3-2注意事項】

【減額等】

- ※1 当社で行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策(断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級)の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用するコース2による申請の場合は、別表3-2によらず次の額とする。当該申請の計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とするが、審査の結果を利用しない場合は※5又は※6を適用する。
 ①一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分 11,000円(税込)
 ②共同住宅等 11,000円(税込)に住戸数から1を減じた数(一部住戸の変更の場合は変更する住戸数)に1,100円(税込)を乗じた額を加算した額

- ※2 複合建築物の住宅部分について、次のいずれかの交付(いずれも当社で審査を行ったものに限る。)を受けしており、当該内容から変更がなく住宅部分に係る審査を省略できる場合には、別表3-2によらず※6で定める額とする。ただし、この場合において、共用部の審査を新たに追加して行う場合、別表3-2で定める共用部料金を加算する。また、計画変更や軽微変更該当証明申請の際も同様とする。
 ①都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定書
 ②法第30条に基づく認定書
 ③長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定書
 ④住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計住宅性能評価書(省エネ基準に適合しているものに限る。)又は長期使用構造等の確認書

- ※3 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、別表3-2によらず、一律38,500円(税込)とする。

【増額等】

- ※4 当社で確認申請を行わない建築物に関しては別表3-2の手数料に10分の5の加算する。

【計画変更】

- ※5 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、別表3-2から算定される料金(※4が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
 ①計算方法を変更して申請する場合(共同住宅等で計算方法の変更が一部住戸に限られる場合を除く。)
 ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
 ③非住宅部分のみの適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することになった場合
 ④※3が適用された申請について、その後、本業務において省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

- ※6 計画変更の申請において、提出図書が当社で行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書と同一である場合には、※5によらず※1の料金とすることができる。

【軽微変更該当証明申請】

※7 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、別表3-2から算定される料金(※4が適用される場合は適用後の料金)の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円(税込)を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

※8 軽微変更該当証明申請において、提出図書が当社行う設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の変更申請時の図書同一である場合には、※7によらず※1の料金とすることができます。

【軽微変更届】

※9 省エネ性能が向上する変更(ルートA)、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)に関する軽微な変更があった場合は、軽微変更の提出毎に下記の通りの手数料とする。
また、この手数料は建築基準法の完了検査手数料に加算する。

ルートA	別表3-2 建築物省エネ法判定業務手数料([税抜金額]で注意事項を反映したもの) × 0.1
ルートB	別表3-2 建築物省エネ法判定業務手数料([税抜金額]で注意事項を反映したもの) × 0.2

※上記建築物省エネ法判定業務手数料は【税抜き】の金額とする。

【その他】

※10 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、再交付を行う書類一通につき5,500円(税込)とする。ただし、やむを得ない事由により、記載事項(計算に影響のない範囲に限る。)を修正して再交付を行う場合には、書類一通につき11,000円(税込)とする。

※11 上記手数料の適用が著しく不合理であると当社が判断した場合は別途見積とする。

【建築物省エネ法判定業務複合建築物に係る手数料】

- 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については別表3-1、住宅部分については別表3-2により算定される料金の合計額とする。
- 計画変更及び軽微変更該当証明申請において、非住宅部分と住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。

別記様式第1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社 都市建築確認センター

代表取締役名 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者 氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

株式会社 都市建築確認センター
代表取締役名

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更に該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

株式会社 都市建築確認センター

代表取締役名

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

株式会社 都市建築確認センター

代表取締役名

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)